

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

事業者名 東京都交通局
 代表者名（役職名及び氏名） 局長 内藤 淳

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる 鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
三田線神保町駅、三田線春日駅、新宿線森下駅、青山一丁目駅、国立競技場駅及び大手町駅	エレベーター整備（令和2年度）	計画のとおり実施済み
勝どき駅、東中野駅、板橋本町駅、浅草橋駅	エレベーター更新（令和2年度）	計画のとおり実施済み
中野坂上駅、新江古田駅、東中野駅、光が丘駅、西新宿五丁目駅、豊島園駅、落合南長崎駅、五反田駅、浅草線三田駅、新宿線神保町駅	トイレ洋式化（令和2年度）	中野坂上駅、新江古田駅、東中野駅を除いて実施済み。3駅は、令和3年度竣工予定。 計画対象駅に加えて、内幸町駅、水道橋駅、篠崎駅で実施済み。
浅草線三田駅、五反田駅、新宿線神保町駅	簡易型多機能便所の整備（令和2年度）	計画のとおり実施済み
浅草線の当局が管理する全駅	ホームドア整備（令和5年度まで）	全駅整備に向けた仕様検討を実施し、ホーム補強工事等に着手した。
三田線三田駅	可動ステップの試験設置を踏まえ、本格実施に向けた検証を進める（令和2年度）	計画のとおり実施済み

- ② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	令和3年度より追加項目のため報告不要	

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームドア未整備駅への警備員配置	視覚障害者の転落防止等のため、ホームドア未設置の浅草線の駅に、早朝から深夜まで警備員を配置する。	計画のとおり実施済み
ホームドア整備等の警備員配置	各線のホームドア設置・更新工事の際には、プラットホームに警備員を配置する。	計画のとおり実施済み
「サービス介助士」資格取得	全ての駅係員のほか、乗務員の「サービス介助士」の資格取得を進める。	駅係員27名、乗務員2名が取得した。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
文字での情報提供	東京2020大会会場最寄り駅である九段下駅において、「おもてなしガイド」による文字での情報提供を行う(令和2年度)	計画のとおり実施済み

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
局研修(接遇)	駅係員等を対象として、高齢のお客様や障害を持つお客様への接遇に関する研修を実施	計画のとおり実施済み
「サービス介助士」資格の取得促進	駅係員や乗務員等の「サービス介助士」資格取得を支援する。	駅係員27名、乗務員2名が取得した。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	令和3年度より追加項目のため報告不要	

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・都営交通モニター調査により、施設・車両・接遇等に対する意見聴取を実施した。
・ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を局内で共有するとともに、取組の改善に活用した。

(3) 報告書の公表方法

当局ホームページに掲載
URL: https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/about/safety/initiatives_for_facilitation.html

(4) その他

特になし

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。